平成２８年（フ）第２８号
京都府綾部市大島町畠田10番地　ハイツふじ103号
破産者　金原清七こと　金　　清七
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第３０２号
兵庫県尼崎市中在家町３丁目405番地　スカイコーポ21　205号
破産者　大谷　雄太
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目29番24号　レオパレス21武庫之荘203号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目24番15―501号
破産者　門戸　敏彦
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６０号
兵庫県小野市王子町697番地　サンパレス小野102号、前住所兵庫県加東市下三草27番地
破産者　上月　　進
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第８号
和歌山県日高郡日高川町大字滝頭133番地１
破産者　桒　　由紀
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第４９号
鳥取県西伯郡大山町坊領474番地１
破産者　遠藤　新吾
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第５４号
鳥取県西伯郡大山町松河原1448番地58
破産者　石橋　米次
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第５５号
鳥取県西伯郡大山町松河原1448番地58
破産者　石橋　博子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第７１号
鳥取県米子市明治町252番地　田村ビル301号
破産者　伊藤　倉一
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３８号
島根県出雲市松寄下町1716番地１
破産者　石川　　満
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第４号
島根県隠岐郡隠岐の島町中村1421番地
破産者　石野クニ子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２８年（フ）第３３２号
広島市東区戸坂中町２番22―204号
破産者　泉　　純子（旧姓中川・宮田）
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４０号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1320番地８　松前サンハイツ301号
破産者　坪田　　満
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７４号
愛媛県松山市雄郡２丁目３番13号
破産者　福田　孝志
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５２号
愛媛県西条市氷見甲222番地２、前住所愛媛県西条市石田264番地７
破産者　河野　知子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第３０５号
高知市高須新町４丁目５番24号　コーポラス田中Ｄ202号、住民票上の住所高知市高須３丁目14番28号
破産者　藤原　博子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６２号
福岡県築上郡築上町大字安武１番地　安武小石原団地59―２号
破産者　佐々木　惠
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
福岡県築上郡築上町大字安武１番地　安武小石原団地59―２号
破産者　佐々木珠一
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
長崎県島原市白山町58番地４　白山アパート102号
破産者　溝口　貞春
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼１丁目３―24、住民票上の住所長崎県南島原市北有馬町戊2835番地
破産者　伊藤　聖子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
大分市政所２丁目２番18号（ルネ大在802）
破産者　今村　和代
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　久保　　隆
登録番号　20785
事 務 所　大阪府大阪市中央区北浜１―１―19　ベレーザ北浜５階
天満総合法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成28年８月29日

平成 28 年９月９日　　日本弁護士連合会

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年９月７日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成 28 年９月 27 日
京都府京都市中京区西ノ京南聖町10―624号
京滋木材産業厚生年金基金
代表清算人　野瀬宇一郎